

平成19年度

国土計画局関係予算内示要旨

18年12月20日

国土交通省国土計画局

問い合わせ先
国土交通省国土計画局総務課
企画官 木村(内線29-103)
代表:03-5253-8111
直通:03-5253-8350

1. 国土計画局関係予算内示総括表

(単位:百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	内 示 額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	備 考
○公共事業関係費等				
1. 地域自立・活性化総合支援制度 ・地域自立・活性化交付金 ・地域自立・活性化事業推進費	- - 7,000	20,000 15,000 2,000	皆増 皆増 0.29	
2. 社会資本整備事業調整費	10,000	7,000	0.70	
3. 都市再生プロジェクト事業推進費	20,000	20,000	1.00	
4. 景観形成事業推進費	25,000	25,000	1.00	
5. 災害対策等緊急事業推進費	388	200	0.52	施設費
6. 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費	62,388	89,200	1.43	
小 計				
○行政経費				
1. 国土形成計画等の策定・推進 うち、全国計画の推進 うち、広域地方計画の策定	718 78 100	839 167 380	1.17 2.14 3.80	<再チャレンジ支援施策> ・二地域居住把握システム整備 25百万円(新規) ・地域外部の人材誘致のための施策検討調査 22百万円(新規)
2. 国土情報の整備及び地理空間情報の高度な活用の推進	856	860	1.00	<経済成長戦略推進施策> ・基盤地図情報活用モデル事業 101百万円(新規)
3. 国と地域の連携による国土づくり	1,077	891	0.83	
4. 国土政策の国際連携の推進	103	95	0.93	
5. 総合的な交通体系整備の推進	111	85	0.77	
6. 国会等の移転に向けた検討の推進等	311	268	0.86	
7. 全国都市再生の推進	1,024	889	0.87	
8. 自律移動支援プロジェクトの推進	69	67	0.97	
9. その他	370	397	1.07	
小 計	4,638	4,389	0.95	
合 計	67,026	93,589	1.40	

2. 新規制度等

事 項	内 示
<p>○公共事業関係費</p> <p>1. 地域自立・活性化総合支援制度の創設</p> <p>地域の自立・活性化に向けて、民間と連携した地域の発意による広域的地域活性化基盤整備計画（仮称：都道府県が作成）に基づき、民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備（ハード）と地域づくりに対する支援（ソフト）等の一体的な推進を図るため、交付金と推進費からなる総合的な支援制度を創設する</p>	認められた
<p>○行政経費</p> <p>1. 広域地方計画策定・推進経費の拡充</p> <p>平成19年中頃を予定している国土形成計画全国計画決定後、一年後を目途として広域地方計画を策定・推進するため、各計画区域ごとに法定の広域地方計画協議会等を開催し、計画作成に必要な調査、地域住民等に対する意見聴取等を行う。</p>	認められた
<p>2. 二地域居住把握システム整備</p> <p>二地域居住人口の把握と、移動費等の制約の軽減による二地域居住等の促進を図るための情報システム整備に関する調査を行う。</p>	認められた
<p>3. 地域外部の人材誘致のための施策検討調査</p> <p>地域外部の人材情報や地域での就業・活動・生活等の情報提供・仲介を行う機能の整備など、地域外部の人材誘致による地域づくりを促進するための施策の検討を行う。</p>	認められた
<p>4. 基盤地図情報活用モデル事業</p> <p>地理空間情報の活用を促進するため、モデル的な地方公共団体において基盤地図情報の整備と民間も含めた活用時の諸課題について、解決方法等を取りまとめ、基盤地図情報の整備、提供、流通等に係る全国統一の基準等を整備する。</p>	認められた
<p>5. 国土施策創発調査費の拡充</p> <p>国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりを一層推進するため、新たな広域地方計画の作成に向けた取組の本格化を踏まえ、調査区分について「広域地方計画課題調査」を新設するとともに、現行区分の再編（「地域活力創発等調査」）を行う。</p>	認められた

3. 主要事項

1. 地域自立・活性化総合支援制度の創設

調整課 田中（内線29-702）

内示額	地域自立・活性化交付金	20,000	百万円（皆増）
	地域自立・活性化事業推進費	15,000	百万円（皆増）

地域の自立・活性化に向けて、民間と連携した地域の発意による広域的な地域活性化基盤整備計画（仮称：都道府県が作成）に基づき、民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備（ハード）と地域づくりに対する支援（ソフト）等の一体的な推進を図るため、交付金と推進費からなる総合的な支援制度を創設する。

〔想定されるプロジェクト類型：生産・物流機能の強化、都市・農村交流の促進、
地方中核都市の再生、観光活性化、など〕

(1) 地域自立・活性化交付金

<施策の特徴>

道路、港湾など国土交通省の所管する社会資本整備全般にわたる各種基盤整備事業（ハード）と地域の自由な発意による地域づくりへの支援（ソフト）等を対象とする幅広い支援メニューを揃え、年度間、事業間の流用を可能とするなど、地域の裁量の大きい仕組とすることにより、民間プロジェクトとの効果的な連携を図る。

<概要>

- (1) 交付対象 都道府県
- (2) 対象事業
 - ①基幹事業：道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園
土地区画整理事業、市街地再開発事業
 - ②提案事業：都道府県の提案による調査、ソフト事業その他必要な事業
- (3) 交付期間 3～5年程度
- (4) 交付率 約45%

(2) 地域自立・活性化事業推進費

<施策の特徴>

地域自立・活性化交付金と連携して、計画と密接に関連する直轄事業等に対して年度途中に機動的な予算措置を講ずることにより、民間活動支援のための事業促進、地域活性化効果の早期発現を図る。

本制度は、民間中心の広域的な地域活性化活動の拠点となる都市開発事業（オフィス、会議場等）の立ち上げを民間都市開発推進機構が支援する地域自立・活性化支援出資業務（仮称、新規）と連携して実施する。

※上記の支援制度を主な政策手段とする「広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（仮称）」を次期通常国会に提出すべく準備中。

地域自立・活性化総合支援制度の創設

地域自立・活性化交付金

- ◆ 都道府県が広域的な地域活性化基盤整備計画(仮称)を作成
【計画期間3～5年程度】
- ◆ 計画に基づき、国土交通大臣が交付金を一括して交付
【交付率 約45%】

幅広い支援メニュー

- ◆ 国土交通省が所管する幅広い基盤整備事業(都道府県が実施するもの)が対象
【道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園
土地区画整理事業、市街地再開発事業】
- ◆ 都道府県の自由な発意によるソフト事業等も含め、ハード・ソフト一体の幅広い支援メニュー

地方の自主性・裁量性が極めて高い仕組み

- ◆ 年度間の流用が自由
 - ◆ 事業間の流用が自由
- ※国費の総額が変わらない場合

民間プロジェクトとの効果的な連携

- ◆ 民間プロジェクトの進捗に合わせた年度間、事業間の流用可能
- ◆ ソフト事業等を通じた、民間への支援・協働

地域自立・活性化事業推進費

- ◆ 都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画(仮称)の効果的な推進を図るため、計画と密接に関連する直轄事業等に年度中途で予算を機動的に移替え

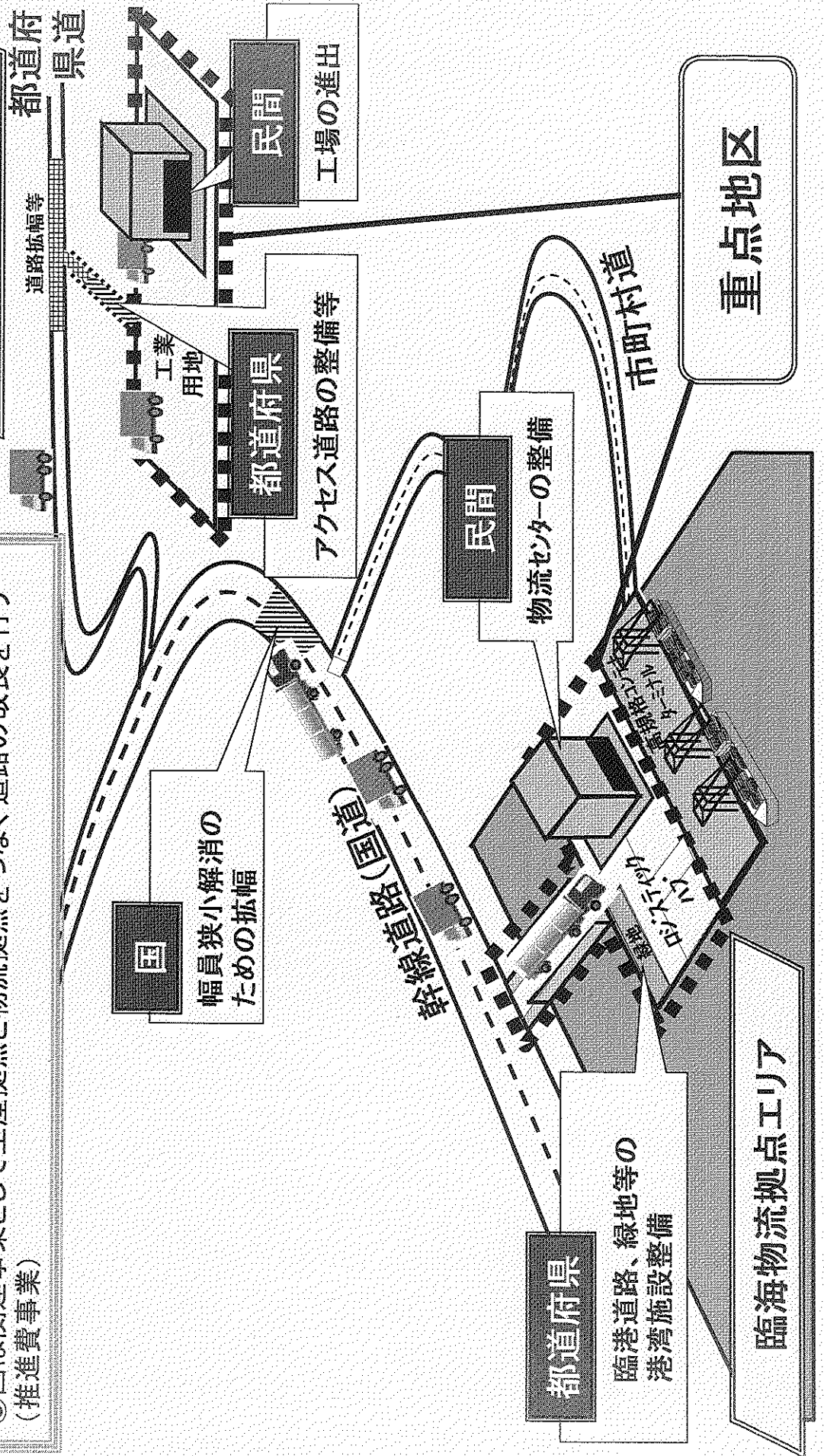
交付金・推進費の連携、民間機構の支援により地域の自立・活性化の取組を総合的に推進

民間事業者への支援

- ◆ 計画の重点地区内で行われる民間の都市開発事業(オフィス、会議場等)の立ち上げを民間都市開発推進機構からの出資で支援
- ◆ 都市開発事業を行う民間事業者から都市計画を提案

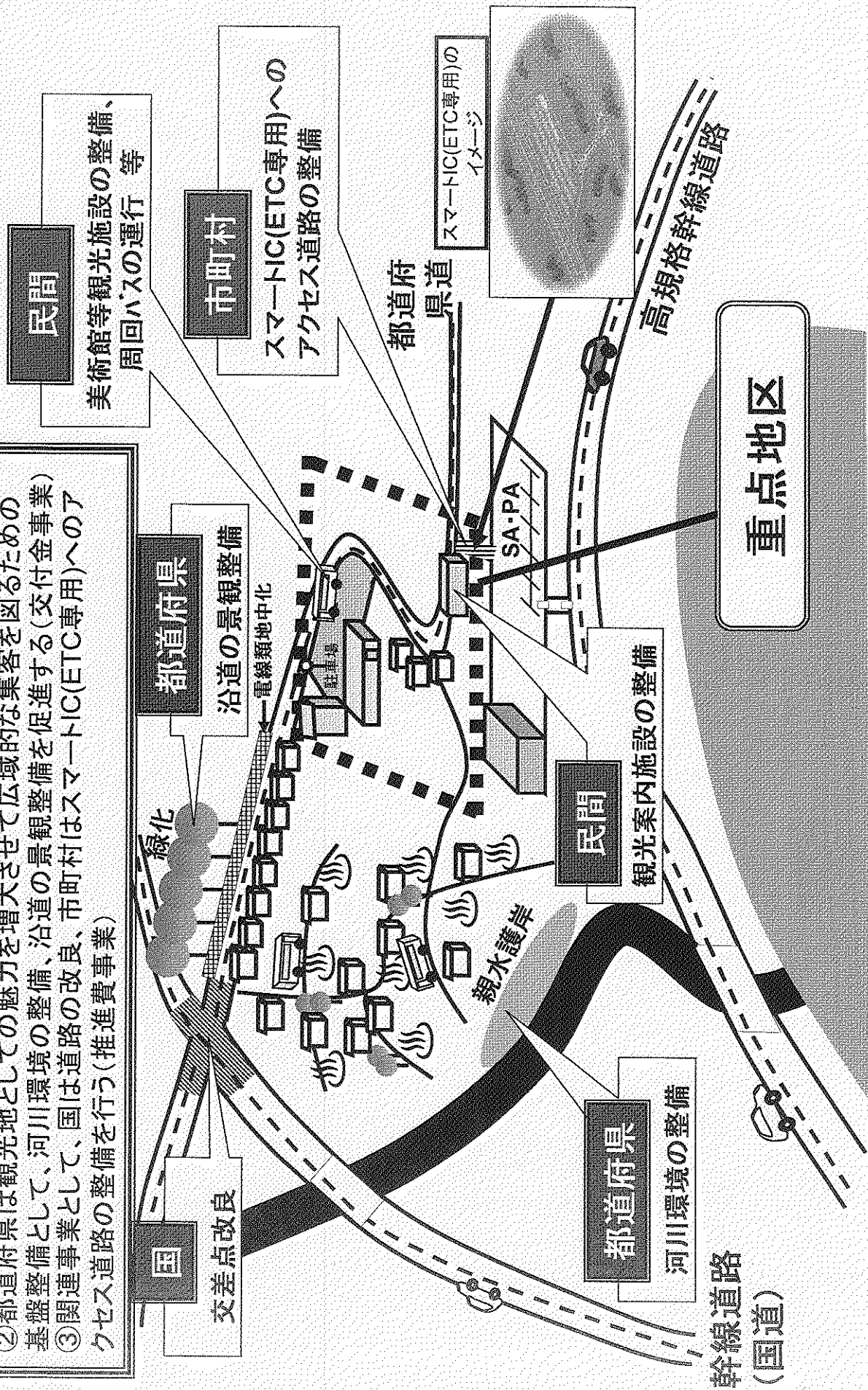
プロジェクトイメージ ① (生産・物流機能の強化)

- ① 民間は重点地区で工場及び物流センターの整備を行う
- ② 都道府県(港湾管理者を含む)は広域的な物流を円滑にするための基盤整備として、道路及び港湾施設の整備を促進する(交付金事業)
- ③ 国は関連事業として生産拠点と物流拠点をつなぐ道路の改良を行う(推進費事業)



プロジェクトイメージ ② (観光活性化)

- ① 民間は重点地区で観光施設等の整備を行う
- ② 都道府県は観光地としての魅力を増大させて広域的な集客を図るための基盤整備として、河川環境の整備、沿道の景観整備を促進する(交付金事業)
- ③ 関連事業として、国は道路の改良、市町村はスマートIC(ETC専用)へのアクセス道路の整備を行う(推進費事業)



2. 社会資本整備事業調整費

調整課 峯島 (内線29-703)

内 示 額	社会資本整備事業調整費	2,000 百万円
	(前年度	7,000 百万円)

1. 施策の目的

長期計画に基づく計画的な社会資本整備の推進、所管の異なる公共事業間の調整、事業の前段となる調査の調整を目的とした事業及び調査について、年度途中に必要なに応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

- (1) 各府省において進められる長期計画に基づく計画的な社会資本整備に係る事業
- (2) 所管の異なる複数事業の総合的な連携効果を一体的に発揮させるための事業間調整を要する事業
- (3) 所管公共事業に関する総合的な調査を行うため複数の府省が共同で行う調査

のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

3. 都市再生プロジェクト事業推進費

調整課 震災 (内線29-703)

内示額	都市再生プロジェクト事業推進費	7,000 百万円
	(前年度)	10,000 百万円)

1. 施策の目的

環境、防災、国際化等の観点から都市再生を図るための施策を円滑に推進するため、それに関連する事業及び調査について、年度途中で必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

都市再生に関連するプロジェクトに資する事業及びその事業実施のための調査のうち、年度途中で追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

4. 景観形成事業推進費

調整課 箕島 (内線29-703)

内示額	景観形成事業推進費	20,000 百万円
		(前年度 20,000 百万円)

1. 施策の目的

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進を図るため、それに関連する事業及び調査について、年度途中で必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

良好な景観形成とこれによる観光立国の推進に資する事業及びその実施のための調査のうち、年度途中で追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

6. 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費

調整課 箕島 (内線29-703)

内 示 額 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費

200 百万円
(前年度 388 百万円)

1. 施策の目的

環境、防災、国際化等の観点から都市再生を図るための施策の円滑な推進及び豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進を図るため、これらに資する施設整備について、年度途中で必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

都市再生に関連するプロジェクト及び良好な景観形成に資する施設整備のうち、年度途中で追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

7. 国土形成計画等の策定・推進

総合計画課 村上（内線29-357）
大都市圏計画課 岩下（内線29-412）
地方計画課 白石（内線29-502）

内示額 839 百万円（前年度 718 百万円）
うち、全国計画の推進 167 百万円（前年度 78百万円）
広域地方計画の策定 380 百万円（前年度 100百万円）

1. 施策の目的

国土形成計画法による新たな国土計画体系の制度化を踏まえ、国土形成計画（全国計画）の推進、国土形成計画（広域地方計画）の策定に向けた取組等を行う。

2. 施策の概要

（1）全国計画の推進

国土形成計画（全国計画）の実現・推進に向けて、二地域居住等の施策の具体化、関係行政機関や各主体との協働を含めた推進体制の検討、計画内容の国民への普及・啓発等を推進する。

- ・二地域居住把握システム整備
- ・地域外部の人材誘致のための施策検討調査 等

（2）広域地方計画の策定

平成19年中頃を予定している国土形成計画全国計画決定後、一年後を目途として広域地方計画を策定・推進するため、各計画区域ごとに法定の広域地方計画協議会等を開催し、計画作成に必要な調査、地域住民等に対する意見聴取等を行う。

「国土形成計画（広域地方計画）」について

- ・広域地方計画区域ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の下で、相互に連携協力して原案を作成。その後、関係行政機関の長と協議した上で国土交通大臣が決定。
- ・計画の内容として、①当該区域の国土の形成に関する方針 ②目標 ③広域の見地から必要とされる主要な施策（個別事業名を含む）を記載。

広域地方計画協議会

庶務：国土交通省（地方整備局・地方運輸局）

構成メンバー

国の地方行政機関

- ・管区警察局・総合通信局
- ・財務局・地方厚生局
- ・地方農政局・森林管理局
- ・経済産業・地方整備局
- ・地方運輸局
- ・管区海上保安本部
- ・地方環境事務所

都府県・政令市

- ・広域地方計画区域内の都府県・政令市

その他の構成メンバー

- ・区域内の市町村
- ・隣接する地方公共団体
- ・その他計画の実施に密接な関係を有する者（経済団体等）

- ・広域地方計画原案の作成
- ・広域地方計画の推進

→地域の将来像を地域自らが考え、地域の課題を自らの手で解決。

連携
協力

国土交通本省

（計画作成支援やモニタリングを実施）

全国計画策定後
1年後用途

○会議の開催

合同協議会・分科会の開催等も含む
※全国計画決定前は非公式会議

○国民の意見の反映

- ・シンポジウムの開催
- ・インターネットの利用 等

○長期的視点からの展望、課題等の整理、分析及び検討

- ・圏域の自立的発展に関する調査
- ・国際競争力の強化に関する調査
- ・安全・安心の確保に関する調査
- ・圏域独自の取組みに関する調査 等

8ブロックの広域地方計画が決定

東北圏

首都圏

北陸圏

中部圏

近畿圏

中国圏

四国圏

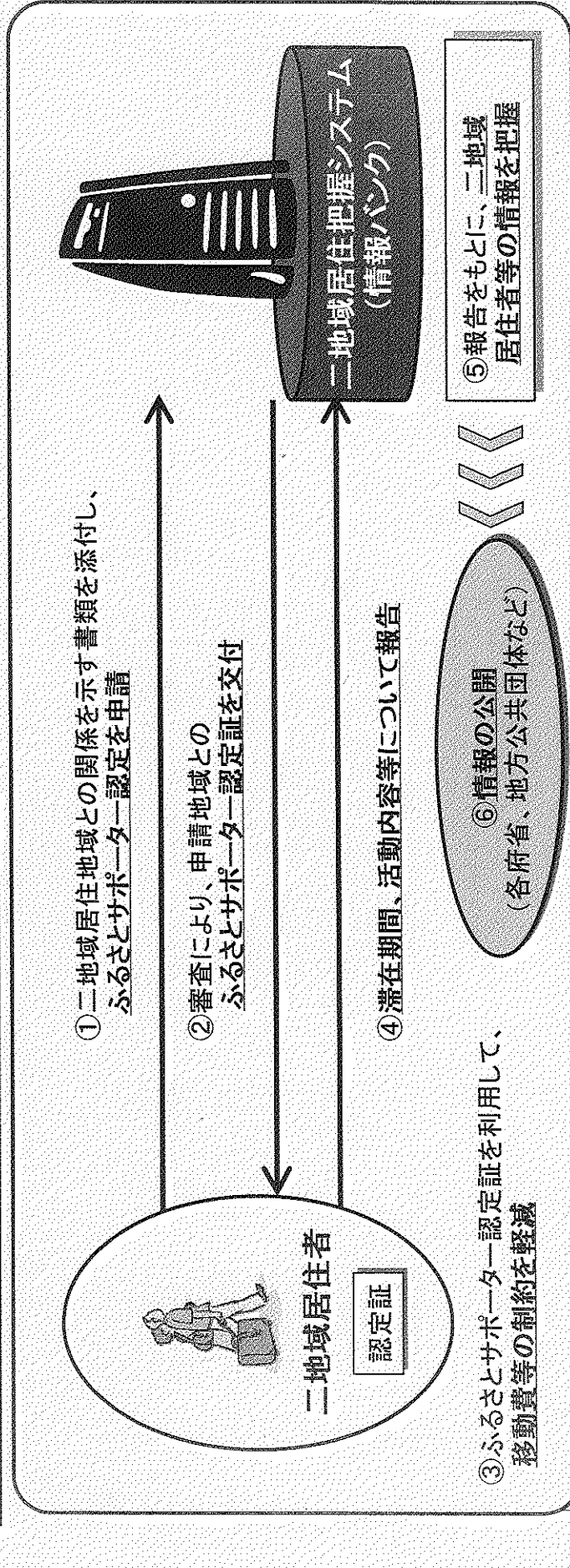
九州圏

二地域居住把握システム(仮称)構想

現在の課題

- ①「中長期滞在型観光」から「二地域居住」までの人口等を把握することが困難
- ②「二地域居住」等を実施する際の高い移動費がその促進を阻害

「二地域居住把握システム(情報バンク)」(仮称)設立



効果

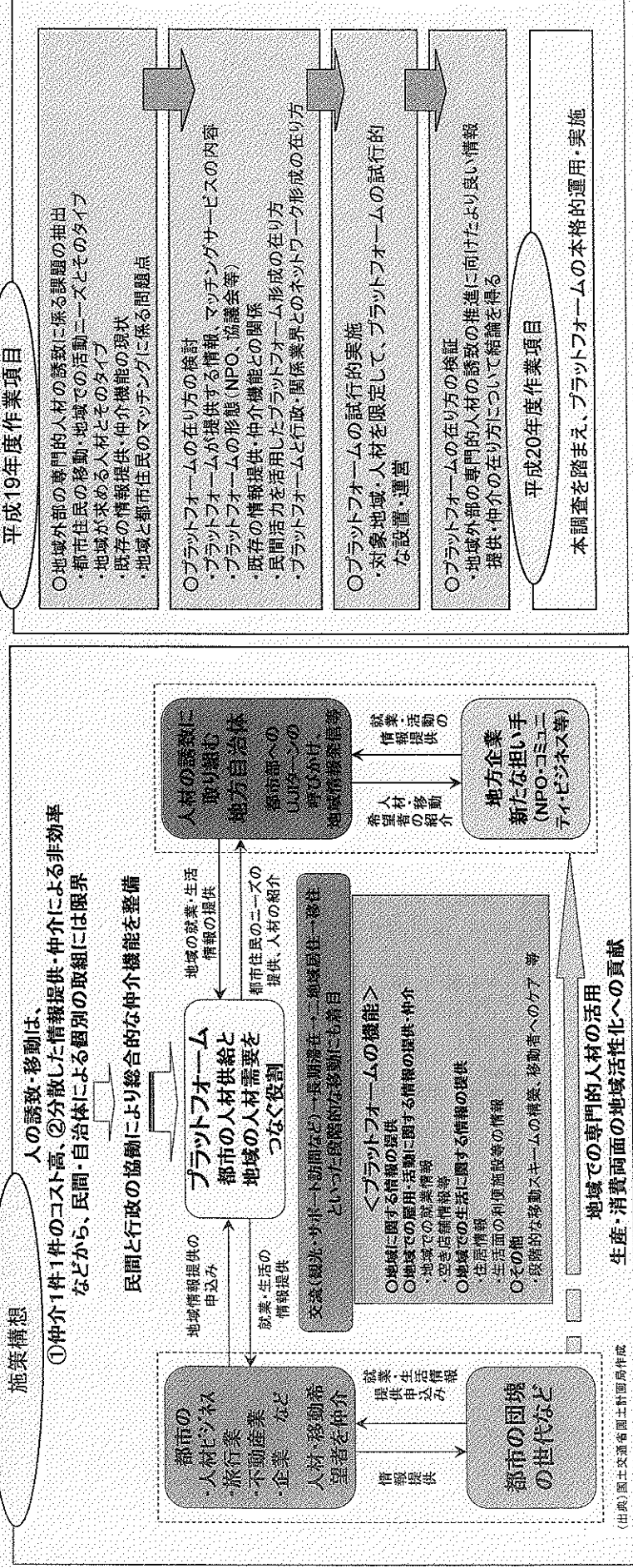
- ①「中長期滞在型観光」から「二地域居住」までの人口等を把握し、各府省・地方公共団体の施策の検討に寄与 ⇒ 都市と農山漁村の交流を促進
- ②「二地域居住」等を実施する際の移動費等の制約が軽減され、「二地域居住」が促進

地域外部の人材誘致のための施策検討調査

地域外部の専門的人材の活用による地域づくりを促進するため、総合的な情報提供・仲介機能の整備など必要な施策の検討・試行等を実施



＜ 施策の例 ＞ 地域外部の専門的人材の誘致のための、地域に関する情報、地域での就業・活動・生活に関する情報など、総合的な情報提供・仲介機能の整備



8. 国土情報の整備及び地理空間情報の高度な活用の推進

総務課国土情報整備室 児玉（内線29-212）

内示額 860百万円（前年度 856百万円）
うち、基盤地図情報活用モデル事業（経済成長戦略推進施策）
101百万円（新規）

1. 施策の目的

国土計画等の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・蓄積し、分析、シミュレーション等の検討を行うことが不可欠である。そのため、国土数値情報、国土画像情報等を整備し、それらを活用して容易に閲覧分析できる環境の整備を行う。

また、GISは、今後、社会経済活動の広範な分野において、極めて大きな役割を果たすものであり、GISの利用を支える地理空間情報（地図データ、統計情報等）は、従来の社会基盤に匹敵する利益をもたらす新たな社会基盤であると位置づけ、関係府省と連携しつつ、データ整備、標準化等の流通促進、普及啓発等、地理空間情報の高度活用の諸施策を推進する。

2. 施策の概要

(1) 総合的な国土情報の整備

新たな国土計画の検討、策定に資するよう国土情報（国土数値情報等）の整備を推進するとともに、国民誰もが一層利用しやすい形での国土情報の利用環境を構築し、提供する。

(2) 地理空間情報の高度な活用の推進

「地理空間情報活用推進基本法案」が国会に議員提案されたこと等を背景として、国が行うべき基盤地図情報の整備・提供を進めると共に、GISの利用拡大、人材の育成等を行い、基盤地図情報、統計情報、画像情報等の地理空間情報の高度な活用を推進する。

特に、地理空間情報の活用を促進するため、モデル的な地方公共団体において基盤地図情報の整備と民間も含めた活用時の諸課題について、解決方法等を取りまとめ、基盤地図情報の整備、提供、流通等に係る全国統一の基準等を整備する。

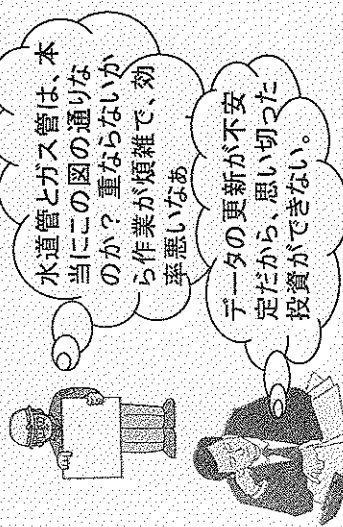
○ 基盤地図情報活用モデル事業

問題点

- ◆ 整備主体、目的が異なるためデータが重ならない
- ◆ 更新頻度が不定期
- ◆ 提供ルールがない 等



赤: 固定資産
 灰: 都市計画
 青: 道路管理



水道管とガス管は、本
 当にこの図の通りな
 のか？ 重ならないか
 ら作業が煩雑で、効
 率悪いなあ

データの更新が不安
 定だから、思い切った
 投資ができない。

民間のニーズに届かない

ビジネスの
 機会を逸失

予算

民間のニーズを的確に捉え
 た基盤地図情報を提供
 するための仕組みづくり

- 一般への提供・流通
 ルールづくり

現行で障害となっ
 ている各種手続の簡素化
 や個人情報保護、著作
 権問題、二次利用等に
 係る諸問題の検討

- インターネットでの
 無償提供

情報検索、利用規定、
 通信手順等に係る諸問
 題の検討

新たなビジネスモデルの実証を通じ、
 民間も参画して検討

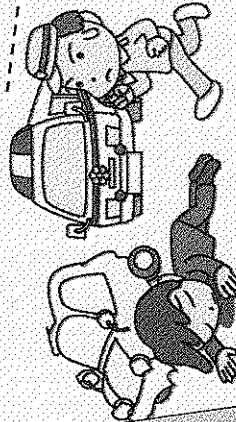
民間が活用

基盤地図情報の民間への提供
 により新規サービス・産業の創出
 サービスのイメージ

・災害時伝言ダイヤルが、音声だけの
 サービスにとどまらず携帯電話の地図上
 に家族の居場所を表示する。



・より新鮮で高精度な地図の共有や計測
 技術で、現場急行サービスが可能。



・いる場所と時刻に合わせて、その場所だけ
 で、その時刻だけのニーズの高い広告を送信。
 (「ただけだけ」サービス)

例えば、観光スポット等で、その周辺の飲食店やレジャー施設等に
 ついての個別の案内やアミューズメント施設の近くで、夕刻になると、
 自動的にすぐに席の取れる近くのレストランやホテルの広告が表示
 されるなど。



9. 国土施策創発調査費の拡充

総務課 和知、佐藤（内線29-154）

内示額	国土施策創発調査費	824 百万円
	(前年度)	967 百万円)

1. 施策の目的

本施策は、国と地方の連携及びボトムアップ的な手法による国土の利用、開発及び保全に関する政策の推進を目的とする。

2. 施策の概要

地域の主体性、地域からの発案、国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策を実施するために必要な調査を、その時々々の経済・社会情勢等に機動的に対応し、多様な関係主体の参加のもとに行うものであり、以下の2区分に改める。

特に、国土形成計画法に基づき平成20年度中に策定予定となっている広域地方計画の円滑な策定等を支援するための調査区分を新設する。

(1) 広域地方計画課題調査（新区分）

新しい広域地方計画策定に参画する主体が相互に連携しながら広域地方計画における主要課題に即した調査を発案し実施するものであって、広域地方計画策定等に資するもの。

(2) 地域活力創発等調査（既存区分の再編）

地方公共団体等から発案された地域施策の推進に資する調査等であって、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

また、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等であって、国土の利用等に関する政策の推進に資するもの。

国土施策創発調査費の拡充 ～「広域地方計画課題調査」区分の新設～

< 国土施策創発調査費の趣旨 >

- ◆ 関係各府省や地方公共団体等の連携
- ◆ 地域からの発案、ボトムアップ的な地域の主体性を推進するための調査を実施

これらを重視した 国土づくり、地域づくりを推進するための調査を実施

背景

- ◆ 国土形成計画策定中
→ 全国計画：H19中頃
広域地方計画：H20策定予定

国土形成計画法施行令公布
(18.7.7)
※広域地方計画区域の確定

広域地方計画協議会の設置

- ★国と地方の協働の体制整備
- ★府省横断的なテーマを議論する場
- ★地方の主体的な取組の一層の拡大

○広域地方計画協議会のプレ協議会を順次開催中
○H19年度、正式に広域地方計画協議会設置予定

調査区分の変更

現行

国土計画等推進調査

地域施策創発調査

特定課題調査

変更

広域地方計画課題調査(新設)

広域地方計画協議会における協議、検討状況を踏まえつつ、計画の主要テーマとしての位置付けが想定される産業、環境、地域振興等の主要課題、府省横断的な課題、地方公共団体が連携して主体的に取り組む広域課題等、広域地方計画の策定、更にはその実効性向上に資する調査を実施するもの

地域活力創発等調査(再編)

地域活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するため、発案した地方公共団体が主体性を持ち、社会実験やモデル事業などの手法を活用しつつ実施する調査。また、地域の活力向上等の関する国家的な課題等への対応及び戦略の立案に緊急に対応するため、関係各府省が連携して実施する調査

4. 平成19年度国土計画局関係予算の内示概要

○ 公共事業関係費等

1. 地域自立・活性化総合支援制度

地域の自立・活性化に向けて、民間と連携した地域の発意による広域的地域活性化基盤整備計画（仮称：都道府県が作成）に基づき、民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備（ハード）と地域づくりに対する支援（ソフト）等の一体的な推進を図るため、交付金と推進費からなる総合的な支援制度を創設する。

・地域自立・活性化交付金 内示額：20,000百万円（皆増）【新規】

道路、港湾など国土交通省の所管する社会資本整備全般にわたる各種基盤整備事業（ハード）と地域の自由な発意による地域づくりへの支援（ソフト）等を対象とする幅広い支援メニューを揃え、年度間、事業間の流用を可能とするなど、地域の裁量の大きい仕組とすることにより、民間プロジェクトとの効果的な連携を図る。

・地域自立・活性化事業推進費 内示額：15,000百万円（皆増）【新規】

地域自立・活性化交付金と連携して、計画と密接に関連する直轄事業等に対して年度途中に機動的な予算措置を講ずることにより、民間活動支援のための事業促進、地域活性化効果の早期発現を図る。

2. 社会資本整備事業調整費

内示額：2,000百万円（対前年度比 0.29倍）

長期計画に基づく計画的な社会資本整備の推進を図るとともに、所管の異なる公共事業間の調整、事業の前段となる調査の調整を行う。

3. 都市再生プロジェクト事業推進費

内示額：7,000百万円（対前年度比 0.70倍）

都市再生本部において決定された都市再生に関連したプロジェクトの推進に資する事業及び調査のより一層円滑な推進を図る。

4. 景観形成事業推進費

内示額：20,000百万円（対前年度比 1.00倍）

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進に資する事業及び調査のより一層円滑な推進を図る。

5. 災害対策等緊急事業推進費

内示額：25,000百万円（対前年度比 1.00倍）

住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、または推進を図る。

6. 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費

内示額：200百万円（対前年度比 0.52倍）

都市再生に関連したプロジェクトの推進及び良好な景観形成に資する施設整備のより一層円滑な推進を図る。

○ 行政経費

1. 国土形成計画等の策定・推進

内示額： 839 百万円（対前年度比 1.17 倍）

国土形成計画法に基づき、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）の策定及び推進に向けた検討を行う。国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示するとともに、計画の実施・推進に向けた検討を本格化する。

2. 国土情報の整備及び地理空間情報の高度な活用の推進

内示額： 860 百万円（対前年度比 1.00 倍）

新たな国土計画の検討、策定、推進に資するよう国土情報の整備等を推進するとともに、GIS（地理情報システム）の利用拡大等の地理空間情報の活用を推進する。

3. 国と地域の連携による国土づくり

内示額： 891 百万円（対前年度比 0.83 倍）

個性豊かで自立した魅力ある地域の形成を目指し、多様な主体の参加と連携による国土づくり・地域づくりを推進するための諸施策を、地域からの発案や国と地方の連携を重視しつつ行う。

4. 国土政策の国際連携の推進

内示額： 95 百万円（対前年度比 0.93 倍）

東アジア諸国との国土計画分野におけるパートナーシップ構築の検討を行うとともに、諸外国の国土計画に関する情報を収集・蓄積・発信する。また、国際機関との連携等を推進する。

5. 総合的な交通体系整備の推進

内示額： 85 百万円（対前年度比 0.77 倍）（政策統括官（国土・国会等移転担当）予算）

新たな国土形成計画の推進に資する総合交通体系に関する調査等、長期的な視点から個性ある地域づくりを支える交通体系整備に関する調査等を実施する。

6. 国会等の移転に向けた検討の推進等

内示額： 268 百万円（対前年度比 0.86 倍）

国会等の移転に関する法律に定める移転の具体化に向けた検討責務に基づき、必要な調査検討業務を行うこと等により、国会における検討が円滑に進められるよう、積極的に協力するとともに、国民に幅広く議論を喚起する施策を行う。

7. 全国都市再生の推進

内示額： 889 百万円（対前年度比 0.87 倍）

「全国都市再生モデル調査」のフォローアップを行うとともに「都市再生プロジェクト推進調査費」により、全国の都市再生に係る取り組みを支援する調査を実施する。

8. 自律移動支援プロジェクトの推進

内示額： 67 百万円（対前年度比 0.97 倍）（政策統括官（国土・国会等移転担当）予算）

先進的なユビキタス技術を活用して、すべての人が安心して快適に移動することができる社会の実現を目指す「自律移動支援プロジェクト」を推進する。